○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年八月一日農林水産省告示第千二百六十九号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上砂川町・奈井江町・足寄郡足寄町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

奈井江町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上砂川町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道空知郡上砂川町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　飛砂の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十四年一月四日

経済産業大臣　枝野　幸男

（一）　変更前の外国登録検査機関の名称及び所在地　アンダーライターズ　ラボラトリーズ　インク　アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィング通り３３３番地

（一）　変更後の外国登録検査機関の名称及び所在地　ＵＬ　ＬＬＣ　アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィング通り３３３番地

（二）　変更年月日　平成二十四年一月一日

（参考）

ＵＬ　ＬＬＣの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである

ＵＬ　ＬＬＣ　ノースブルック事業所（アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り３３３番地）

ＵＬ　ＬＬＣ　メルビル事業所（アメリカ合衆国ニューヨーク州メルビル市ウォルトウィットマン通り１２８５番地）

○国土交通省告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年一月四日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第２　事業の種類

１　国土交通大臣起業に係る事業

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県大和郡山市伊豆七条町伊豆七条町地内から天理市南六条町地内まで）

２　西日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線改築工事（大和郡山ジャンクション（仮称）新設工事）

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

(1)　収用の部分　奈良県大和郡山市伊豆七条町、八条町及び横田町地内

奈良県天理市南六条町元柳生方地内

(2)　使用の部分　奈良県大和郡山市八条町及び横田町地内

２　第２の２に係る事業

(1)　収用の部分　奈良県大和郡山市伊豆七条町、八条町及び横田町地内

奈良県天理市南六条町元柳生方地内

(2)　使用の部分　奈良県大和郡山市伊豆七条町、八条町及び横田町地内

奈良県天理市南六条町元柳生方地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

(1)　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、奈良県大和郡山市馬司町地内の大和郡山ジャンクション（仮称）から橿原市新堂町地内の橿原・大和高田インターチェンジ（仮称）までの延長13.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」）」（以下「本件自専道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件自専道事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。